

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 9 月まで

私は、20 歳から国民年金に加入し、国民年金保険料は母親が自治会長に納付していた。申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を自治会長に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、当該番号の前後の資格取得日等調査により、昭和 50 年 8 月頃に払い出されているものと推認され、申立人はこの頃、国民年金に加入したと考えられることから、その時点で申立期間の大部分は過年度納付によることとなり、集金により納付できなかったものと考えられる上、もう一つの申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、52 年 9 月頃に払い出されているものと推認されることから、その時点で申立期間の大部分は時効により納付できない。

また、申立人は保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人の母親については、既に他界しその証言を得ることができず、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

さらに、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

A社B支店に勤務していた昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 10 月 10 日までの期間については、平成 21 年 12 月 18 日付けの申立てにおいて年金記録の訂正が認められたが、申立期間①については、C地にあったA社D営業所に、申立期間②については、同社E支店に勤務していたのは間違いないので、今回新たに申立期間①及び②について申し立てる。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。なお、申立人の妻は、F氏に当該申立てに係る事務について委任している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の辞令書及び名刺等から、申立人はC地に所在するA社D営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、「外地法人に勤務するものの取扱（保発第 410 号 昭和 19 年 7 月 4 日 厚生省保険局長通知）」によると、C地等の外地所在の事業所に勤務する者については、原則として、厚生年金保険法の適用はないものとされ、例外として、国内の事業所に勤務していた被保険者が社命等により、一時的に外地の事業所に転勤することとなり、従前の事業所との間に引き続き使用関係が存続し、当該事業所において報酬の支払等を行っている場合は、引き続き被保険者として取り扱うことができると規定されているところ、平成 21 年 12 月 18 日付けの申立てに係る調査等に際し、申立人の妻及び代理人は、申立人は昭和 6 年頃C地に渡り、現地において採用になった旨の回答をしており、申立人は、当該例外規定に該当しない。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の保険料の控除を確認できる資料を所持していない上、A社E支店は、当時の資料が残っていないため、申立期間①に係る保険料控除の事実及び外地事業所に勤務する従業員の厚生年金保険の取扱い等について不明と回答している。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、A社E支店が保管している昭和32年5月4日付け被保険者資格喪失届を見ると、申立人の資格喪失欄に「S32年5月1日」、資格喪失原因欄に「S32.4.30 解雇」の記載が確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日欄に「S32.5.1」の記載並びに申立人の厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失年月日及び原因の欄に「32.5.1 解雇」の記載が確認できるなど、一連の記録に不自然な点は認められない。

また、申立人の妻は、申立期間②に係る給与明細書等の保険料の控除を確認できる資料を所持していない上、A社E支店は、社員名簿等の当時の資料が残っていないため、申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除の事実について不明と回答しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A団体員として掛金をA団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 11 月 1 日からB事業所に勤務したが、A団体の資格取得日は51年2月1日となっており、申立期間の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間をA団体の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び年金事務所が保管する健康保険の被保険者原票によると、申立人は、昭和 50 年 11 月 4 日からB事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A団体が保管する団体員資格新規取得届では、申立人の資格取得日が昭和 51 年 2 月 1 日となっていることが確認できる上、B事業所の解散により業務を継承しているC事業所は、申立人の勤務期間を確認できる人事記録や申立期間に係る掛金を給与から控除していたことを確認できる給与台帳等の関連資料を保管していないと回答している。

また、B事業所において、昭和 50 年 3 月 10 日から 51 年 3 月 8 日までの間に健康保険の資格を取得した申立人を除く 20 人のうち、記録が確認できる 14 人のA団体の資格取得日が、いずれも健康保険の資格取得日より 3 か月後の日付となっていることから、当時、B事業所においては、職員を採用時からA団体に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における掛金の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がA団体員として申立期間に係る掛金をA団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。